

「火薬類運送規則」の一部改正について

1. 背景

火薬類の製造、貯蔵、運搬等の取扱いについては、火薬類取締法(昭和25年法律第149号)により所要の規制が行われており、一定量を超える火薬類の運搬に際しては都道府県公安委員会から運搬証明書の交付を受けること(同法第19条第1項)や、火薬類を鉄道等により運搬する場合は、火薬類運送規則(昭和36年運輸省令第1号。以下「省令」という。)で定める技術上の基準等に従ってしなければならないこと(同法第20条第2項)等が定められている。

省令においては、鉄道等により省令別表に定める数量^(※)を超える数量の火薬類を運送する場合においては、運送人と荷送人とが火薬類を授受する際に運搬証明書を確認することとされているほか、包装や表示の基準等を定めている。

(※)省令別表においては、火薬類の種類ごとに、運搬証明書の交付を要する数量と同じ数量を規定している。

今般、警察庁において火薬類の危険性について確認した結果、硝安油剤爆薬及び含水爆薬については、数量を1.2倍に引き上げて保安上支障はないと認められたことから、火薬類の運搬に関する内閣府令(昭和35年総理府令第65号。以下「府令」という。)において、運搬証明書を必要とする数量を100キログラムから120キログラムに引き上げることを予定している。

以上を踏まえ、鉄道等における当該爆薬の運送についても、授受の際に運搬証明書の確認が必要な数量について、府令の改正に合わせて省令を改正する必要がある。

2. 改正の概要

省令別表を改正し、鉄道等における硝安油剤爆薬及び含水爆薬の運送について、授受の際に運搬証明書の確認が必要な数量を100キログラムから120キログラムに引き上げる。これにより、同表に規定する数量を用いている以下の規制についても同様に数量を緩和する。

- ・ 混載制限(第10条第1項及び第2項関係)
- ・ 鉄道又は索道における旅客乗降場の火薬類取扱いの制限(第12条第1項及び第28条関係)
- ・ 鉄道における連結制限(第15条～第17条関係)
- ・ 軌道又は無軌条電車における積載数量の制限(第30条関係)

その他、省令第5条の規定により、包装の表示には、同別表の「種類」欄の記載を記す必要があるところ、別表どおりの「種類」を記すことに特段の合理性は認められないことから、別表の「種類」欄を削除する等所要の改正を行う。

- ・ 鉄道等において火薬類を運送する際に、運搬証明書を確認すべき爆薬の数量
- 現行

区分	種類	数量
爆薬	爆薬	100キログラム

➢ 改正案

	区分	数量
爆薬	硝安油剤爆薬	120キログラム
	含水爆薬	
	前記以外の爆薬	100キログラム

3. 今後のスケジュール(予定)

公布:令和5年2月上旬 施行:令和5年3月1日 ※府令と同一日を予定